

報道発表資料
平成 22 年 9 月 13 日
気 象 庁

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び
配信能力に関するガイドライン」についてのご意見募集

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」を取りまとめるにあたって、別添により、広く国民の皆様からのご意見募集を実施することとしましたのでお知らせします。

[本件に関する問い合わせ先]

気象庁地震火山部管理課 (03-3212-8341 内線 4505、4516)

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び
配信能力に関するガイドライン」についてのご意見募集

平成 22 年 9 月 13 日
気 象 庁

気象庁では、平成 21 年 12 月 1 日の緊急地震速報訓練において福岡市交通局の地下鉄が想定外に自動停止した事例等を踏まえ、受信端末を使った緊急地震速報の伝達、利用における課題への対処として、緊急地震速報を適切に利用するために必要な条件を満たした端末機能及び配信能力について、「緊急地震速報評価・改善検討会 緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会」(以下「検討部会」といいます。)を開催し、専門的な検討を行い、検討結果を「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」として取りまとめる予定です。

本ガイドラインは、地震動予報業務許可事業者の受信端末製作と配信事業者の緊急地震速報配信に関わるだけでなく、国民の皆様が受信端末を購入したり、緊急地震速報を利用する際にも参考にしていただくことになるため、とりまとめに先立ち、広く国民の皆様のご意見を以下の要領で募集します。皆様からいただいたご意見につきましては、今秋に開催予定の検討部会における検討の参考とさせていただきます。

1. 意見募集対象

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」(案)(別紙参照)

平成 22 年 6 月 11 日に開催された検討部会における検討内容については、以下の気象庁ホームページをご覧ください。

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/Meeting_HYOUKA/j01/index.html

2. 意見送付要領

ご意見は、次の事項を明記して送付願います。

- ・件名(「受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)について」)
- ・氏名
- ・職業(会社名又は所属団体)
- ・住所
- ・電話番号
- ・電子メールアドレス(お持ちの場合)
- ・ご意見(意見募集案のどの部分に対するご意見か分かるようにお書きください。)

ご意見は、下記のいずれかの方法で送付願います。

(1) 電子メールの場合 気象庁地震火山部管理課あて

電子メールアドレス：ewguideline@met.kishou.go.jp

(電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式としてください。)

(2) ファクシミリの場合 気象庁地震火山部管理課あて

ファクシミリ番号：03 3212 2857

(3) 郵送の場合 気象庁地震火山部管理課あて

〒100 8122 東京都千代田区大手町1-3-4

いただいたご意見の内容については、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、検討部会資料等として、公開する可能性があることをご承知おきください。匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。

なお、いただいたご意見に対して個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。

3 . 意見募集期限 平成 22 年 10 月 1 日 (金) 必着

[本件に関する問い合わせ先]

気象庁地震火山部管理課

電話 03-3212-8341(内線 4505、4516)